



平成 25 年 9 月13日

## 路線バスでの転倒事故にご注意ください！

特にご高齢者の方は気を付けてください

路線バスを利用する際の事故を防止するため、走行中に席を立たないなど、注意していただきたいこととお知らせします。

平成 21 年 9 月の消費者安全法の施行以降、平成 25 年 7 月末までに、乗合バス（以下「路線バス」といいます。）の車内事故等であって、骨折などのけがが生じているものが 273 件通知されており、その 98.9%が重大事故等<sup>(注1)</sup>となっています。

これらにつき消費者庁が分析したところ、路線バスが動き出すときや停車するときなどに特に事故が多く起きており、60 歳以上のけがが 78% (213 件)であることが分かりました。

路線バスの運行者は、特に発進の前にしっかりとアナウンスで事故防止を呼び掛けること、バス利用者の着席の様子の確認を徹底すること、また、交通事故を起こさないよう、安全な運行を実施することが求められます。

一方、周囲の交通状況により、急ブレーキなど路線バスが予期しない動きをすることもするため、路線バスの利用者は特に次のことに注意してください。

(注1)主に、国土交通省に報告のあった路線バスの車内事故等。重大事故等とは消費者安全法において、治療期間が 30 日以上のかげなどを伴う事故等をいう。

### 路線バス利用者の方々へのアドバイス

路線バスは高齢者にとって欠かせない移動手段となっています。高齢者が骨折などのけがをしないよう、次のことに配慮しましょう。

#### ◇ご高齢者の方には積極的に席をゆずりましょう

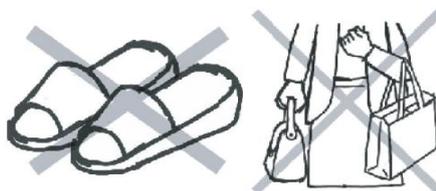
高齢者には席や、つかまりやすい場所を積極的に譲るよう心掛けましょう。また、家族等で高齢者が利用する際には、両替などで慌てることがないように IC カードなど現金以外の支払い手段を用意してあげることも良いでしょう。



## ◇特に高齢者の方々へ

### ①乗り降りするときも注意しましょう

乗り降りするときには手すりをつかみ、つまずくことがないよう、手元足元をしっかりと確認しましょう。また、不安定な履物は避け、手すりなどにつかまれるよう両手が空くバッグを使いましょう。



### ②バスが動き出すとき、停車するときは特に注意しましょう

「降りるために走行中に立ち上がったならブレーキでバランスを崩し転倒して骨折した」など、バス停から動き出すときや、停車するときに転倒した事故が多く見られます。バスに乗ったら着席し、バス停に停車するまでは立たないようにしましょう。座れなければ手すりやつり革にしっかりつかまりましょう。また、停車していないうちに降車口へ移動することは危険です。



### ③走行中に移動しないでください

「バスの前を走る車が急停車したため急ブレーキがかかり、転倒して骨折した」という事故が寄せられています。

周囲の走行車両等の影響で、急ブレーキがかかることもあります。赤信号での短い一時停車時間でも、車両内を移動するのは止めましょう。

### ④現金払い以外の支払い手段も検討しましょう

両替のために走行中に移動すると転倒の危険性が高まります。ＩＣカードなど現金払い以外の支払い手段を積極的に活用しましょう。

## ◇路線バスの周囲を走行する車両の運転者の方々へ

路線バスは特に高齢者にとって生活に欠かせない移動手段となっています。高齢者が骨折などの重篤なけがをすると、歩行などの身体機能が十分に回復せず、生活の質が非常に低下するおそれがあります。運行している路線バスの周囲を走行する際、特にバス停から動き出す際や停車する際には路線バスを慌てさせないように、配慮のある運転を心掛けましょう。

## 消費者庁、国土交通省及び公益社団法人日本バス協会による取組

### ○消費者庁

路線バスの車内事故について、平成25年7月末までに消費者庁に通知された情報の分析と、40歳代から70歳代までの路線バス利用者の転倒経験や意識調査を行い、「路線バスでの高齢者の転倒、骨折事故が多発!!」を公表しました。

消費者庁は、国土交通省及び公益社団法人日本バス協会と連携し、より安全なバスの運行及びバス利用者への車内事故防止のための啓発に関する取組を引き続き行っていきます。

「路線バスでの高齢者の転倒、骨折事故が多発!!」

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130913kouhyou\\_2\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130913kouhyou_2_1.pdf)

### ○国土交通省

国土交通省において、乗合バス事業者が車内事故を防止するための具体的な取組を分かりやすく整理した「乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル」を作成し、車内事故の防止に向けた取組を行っております。

「乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル」

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h22\\_2\\_1.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resource/data/h22_2_1.pdf)

### ○公益社団法人日本バス協会

走行中に席を離れると、転倒などによる思わぬけがにつながるため、降車の際は、バスが停留所に着いて完全に止まってから席を立つよう呼び掛けています。また、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合もあるため、バス利用者に対し、つり革や握り棒につかまるよう呼び掛けています。さらに、これら呼び掛けの効果を上げるため、全国一斉に「車内事故防止キャンペーン」を毎年7月に実施しています。

「バスの車内事故防止についてのお願い」

<http://www.bus.or.jp/kinkyu/anzen002.html>

本件に関する問合せ先

消費者庁

消費者安全課 河岡、須藤、坂東

TEL : 03(3507)9137 (直通)

FAX : 03(3507)9290

国土交通省自動車局

安全政策課 渡辺、城田

TEL : 03(5253)8111 (内線 41625)

03(5253)8566 (直通)

FAX : 03(3507)9290

※事故情報の分析・アンケートにつきましては消費者庁までお問い合わせください。